



中小企業者向け設備貸与制度

設備投資の お手伝い



かっぱ 設備割賦販売

機械等設備を分割払いで
販売します。

割賦年率
1.8%~2.0%
(固定金利)

設備リース

機械等設備をリースで
お貸しします。

0.998% (10年)~
2.955% (3年)

会員向け利子補給制度利用で当初3年間 年率0.8% (※)

※ 割賦3~5年返済の場合の適用金利となります。
その他、優遇金利制度もございますので、お気軽にお問合せ下さい。



信用保証料
不要

金融機関の
借入枠外

最長10年まで
対応可能
(耐用年数範囲内)



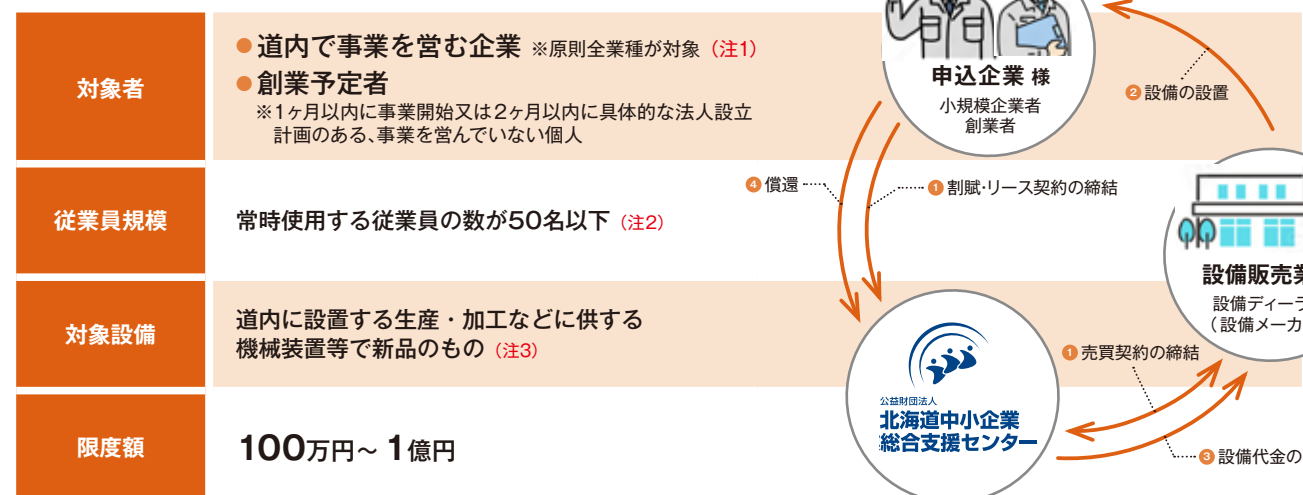
公益財団法人

北海道中小企業総合支援センター

小規模企業者等設備貸与事業

制度の概要

独立行政法人中小企業基盤整備機構法（第15条第1項第3号イ）に基づく公的な設備貸与制度です。当センターが機械販売会社から機械装置等を購入し、申込企業に割賦販売またはリースします。



	割 賦	リ ース
対象者	●道内で事業を営む企業 ※原則全業種が対象（注1） ●創業予定者 ※1ヶ月以内に事業開始又は2ヶ月以内に具体的な法人設立計画のある、事業を営んでいない個人	
従業員規模	常時使用する従業員数が50名以下（注2）	
対象設備	道内に設置する生産・加工などに供する機械装置等で新品のもの（注3）	
限度額	100万円～1億円	
支払期間	最長10年 ※耐用年数以内、据置期間1年以内含（注4）	3年～10年 ※耐用年数により異なります（注5）
支払方法	月賦または半年賦払（応答月の5日）	毎月払（毎月5日）
利率（年）・リース料率（月）	1.8%～2.0%（注6）	0.998%（10年）～2.955%（3年）
保証金	設備購入価額の5%（注7）	不要
前納金	設備購入価額の50%まで前納可能	不可
連帯保証人	原則代表者1名 ※個人事業主の場合、原則免除	
担 保	原則不要	

- 注1：反社会的勢力への取扱はできません。NPO、協同組合、社会福祉法人、医療法人等は対象となりません。風営法規制業種など対象外となる業種があります。
- 注2：常時使用する従業員が21名以上（商業およびサービス業は6名以上）の場合、次の制限があります。
- ①（借入制限）信用金庫、信用組合、日本政策金融公庫国民生活事業部等を除く金融機関からの借入金残高合計が4億2000万円以下
 - ②（利益制限）直近3年間の経常利益の平均額が3500万円以下
 - ③（株主制限）発行株式等の1/3超を大企業が単独所有していない
- 注3：土地、建物、電気・配管工事、車両登録諸費用（諸税含む）、単体が10万円未満のもの、中古設備等は対象外となります。
- 注4：元金支払は、月賦は設備引渡後6ヶ月目から、半年賦は設備引渡後12ヶ月目からの開始となります。なお、初回元金支払前にも一度利払日があります。
- 注5：設備の種類や使用形態等によっては、リースの取扱が出来ない場合があります。リース設備の所有権はリース期間満了後に移転しません。リース設備の継続利用を希望する場合は、1ヶ月分のリース料で1年間使用できる再リースを選択できます。車両・重機等はリースの取扱ができません。
- 注6：一定の条件に該当する企業については、基準金利より最大▲0.1%の引き下げ（優遇金利）が可能な場合がございます。詳しくは、当センターまでお問い合わせください。（注8）
- 注7：保証金は、設備価格の5%を契約時に納入していただきます。お預かりした保証金は、割賦料の最終の支払から順次充当します。
- 注8：優遇金利適用および利子補給の額が年間予算に達した場合は、お申し込みを締め切ることがありますので、予めご承知おきください。

センター会員向け利子補給制度（注8）

割賦等の利用による当初3年間の支払利息が一定額以上の場合に、利子補給をする制度です。当センターの会員向けサービスのため、非会員の場合は別途会員登録が必要です。なお、会員に登録すると年会費が発生します。詳しくは、当センターまでお問い合わせください。

割賦期間の2年延長について

商工会または商工会議所経由でお申込み頂いた場合、割賦期間を最大2年延長できます（最長10年）。

お支払例（設備価格1,000万円（税込）の場合）

割 賦

期間	利率（年利）	《 月 賦 》		
		支払回数	1回の支払金額（注9）	支払総額
3年	1.8%	30回	333,000円＋損料	10,322,275円
4年		42回	238,000円＋損料	10,412,377円
5年		54回	185,000円＋損料	10,502,089円
6年	1.9%	66回	151,000円＋損料	10,623,638円
7年		78回	128,000円＋損料	10,719,415円
8年		90回	111,000円＋損料	10,814,678円
9年	2.0%	102回	98,000円＋損料	10,957,962円
10年		114回	87,000円＋損料	11,050,611円

リ ース

リース期間	月額リース料率	毎月のリース料	リース料総額
3年（36回）	2.955%	295,500円	10,638,000円
4年（48回）	2.261%	226,100円	10,852,800円
5年（60回）	1.837%	183,700円	11,022,000円
6年（72回）	1.562%	156,200円	11,246,400円
7年（84回）	1.362%	136,200円	11,440,800円
8年（96回）	1.208%	120,800円	11,596,800円
9年（108回）	1.093%	109,300円	11,804,400円
10年（120回）	0.998%	99,800円	11,976,000円

注9：元金支払にかかる端数は初回で調整します。損料とは次式に示す割賦損料（利息相当額）です。
 割賦損料（月 賦）= 元金残高 × 利率（年利）÷ 12ヶ月
 割賦損料（半年賦）= 元金残高 × 利率（年利）÷ 12ヶ月 × 6ヶ月

お申込手続き等

所定の申込書に必要書類を添えて、センターまたは商工会・商工会議所経由でお申込みください。審査を経て結果をご連絡いたします（注10）。



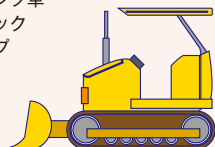
- 注10：業績や納税等の状況により、申込を受理できない場合があります。
- 注11：申込内容によっては、別途書類をご提出いただく場合があります。なお、ご提出頂きました書類は返却いたしませんので予めご了承ください。
- 注12：通常、当センターの申込受理から決定まで1～2ヶ月程度の期間をいただいております。なお、審査の結果、ご希望に添えない場合があります。
- 注13：申請設備は、申込翌年度の6月までに設置できるものに限り、設置後は、当センター職員が設置確認を行います。
- 注14：割賦販売設備には契約者の負担にて損害保険を付保し、当センターを質権者とする質権設定契約をして頂きます。

対象設備例

過去に利用のあった設備の例です。

土木・建築工事業

- ブルドーザ ●ホイールローダ
- ショベルローダ ●クレーン車
- コンクリートポンプ車
- クレーン付トラック
- クローラードンプ
- ダンプトラック
- 油圧ショベル
- 建柱車 他



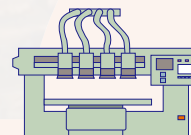
機械・金属製品製造業

- (NC)旋盤 ●(NC)フライス盤 ●丸鋸盤
- バンドソー ●ペンダー ●プレスブレーキ
- 溶接機(ロボット) ●タレットパンチプレス
- 搬送設備 ●レーザー加工機
- プラズマ加工機
- ショットプラスト
- 造形装置
- 測定装置 他



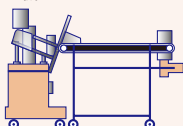
木材・木製品製造業

- リッパ ● 棧積機 ●おが粉製造設備
- 乾燥設備 ●丸太運搬用各種重機
- NCルーター ●パネルソー ●モルダー
- テノーナ
- プレス機
- 塗装用設備
- (木屑)ボイラー
- プリケットマシン
- 集塵機 他



農水産品加工・食品製造業

- 冷凍・冷蔵設備 ●トンネルフリーザー
- 製氷機 ●スライサー ●搬送設備 ●殺菌装置
- トンネルオープン ●コンパクションオープン
- ゆで鍾機 ●自動充てん機
- 自動計量機
- 自動包装機
- 自動選別機
- X線検査装置
- 水処理設備 他



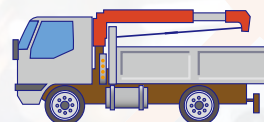
各種製造業

- 印刷機 ●製版機 ●CTP ●自動見当合せ機
- 大型カラープリンター ●自動製袋機
- レーザー加工機 ●縫製用機器
- 砕石プラント・鉱工業用設備 ●自動倉庫
- 廃油再生設備 他



運輸業・倉庫業

- 保冷車 ●トレーラーヘッド ●ダンプ
- クレーン付トラック ●ミルクローリー
- 各種特殊車両 ●観光バス ●冷凍・冷蔵設備
- フォークリフト 他



公益財団法人

北海道中小企業総合支援センター

支部名	所在地	電話・FAX
本部	〒060-0001 札幌市中央区北1条西2丁目2番地 経済センタービル9階	TEL. 011-232-2001(代表) FAX. 011-232-2011
金融支援部 金融支援G	〒060-0001 札幌市中央区北1条西2丁目2番地 経済センタービル9階	TEL. 011-232-2404(直通)
道南支部	〒041-0801 函館市桔梗町379 北海道立工業技術センター内	TEL. 0138-82-9089
十勝支部	〒080-0013 帯広市西3条南9丁目23 帯広商工会議所内	TEL. 0155-67-4515
釧根支部	〒085-0847 釧路市大町1丁目1-1 釧路商工会議所内	TEL. 0154-64-5563
道北支部	〒078-8801 旭川市緑ヶ丘東1条3丁目1-6 旭川リサーチセンター内	TEL. 0166-68-2750
日胆支部	〒050-0083 室蘭市東町4丁目28-1 室蘭テクノセンター内	TEL. 0143-47-6410
オホーツク支部	〒090-0023 北見市北3条東1丁目 北見商工会議所内	TEL. 0157-31-1123